

つくば市入札監視委員会

平成27年度第2回会議 審議概要

開催日時 及び場所	平成28年1月25日(月) 午後2時30分～	
	つくば市役所 庁舎5階 庁議室	
出席委員	入札監視委員 5名	
審議対象期間	平成27年4月1日 ～ 平成27年9月30日	
審議案件総数	7件	
建設工事	3件	(一般競争:2件, 随意契約:1件)
測量・建設コンサルタント	2件	(一般競争:2件)
業務・物品等調達	2件	(一般競争:2件)
委員からの 質問・意見, それに対する 回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 建議の内容	<p>1. 電子入札であるため, 辞退理由を確認して対処することができない中ではあるが, 今後, 地域要件の枠を広げることや開札日を分けることなど, 辞退者が多いという事情を考慮した入札参加資格を再検討していただきたい。</p> <p>2. アスベストや医療廃棄物の処理等, 慎重を要する案件では, 入札参加資格の実績要件を付すかどうかについて, 今後検討していただきたい。</p> <p>3. 入札参加資格要件の記載について, 曖昧さをできるだけなくすということ, 競争性をできるだけ高める方法を検討していただきたい。</p> <p>4. 積算するに当たって, 見積りは複数者から徴するのが原則だと思うので, 再度確認していただきたい。</p> <p>5. ミスの防止にも繋がるため, 物品役務の案件についても, 最低制限価格制度を設けることを前向きに検討していただきたい。</p>	
その他	委員の任期は2年であるため, 本年3月末で満了となる。	

【事案1】 27並木小学校外1校空調設備設置工事

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

開札日	平成27年6月25日
主管課	建設部 営繕・住宅課
種別	管工事
入札者数	4者（参加申請:11者）
予定価格	45,480,000円(税抜き)
落札額	45,000,000円(税抜き)
落札率	98.94%

質問・意見

回答・説明

この事案だけでなく、他の空調設備設置工事についても全体的に辞退者が多い。辞退者が多いことに対して、市ではどのように考えているのか。

発注時期が第一四半期であり、工事業者も手持ち工事が少ない時期であるため、参加申請した業者が多かったのではないかと推測される。
参加をしないことには応札できないため、とりあえず参加はしたが、その後、現場条件や工事内容等を考慮した上で辞退した者が多かったのではないかと推測される。

無効者が1者いるが、先に2本落札してしまうと、それ以降の入札については無効扱いになってしまうのか。

一般競争入札なので、本来ならば、参加業者が仕事ができる範囲であれば、何件落札しても構わないと思うが、受注機会の均等化を図るため、金額順に告示し、同一開札日の落札制限を開札順に2件までとしている。

公告文によると、正確には同一公告日の落札制限ではないのか。

基本的には、同一公告日の案件は同一開札日であるため、開札日として運用していたのが現状だが、表記を合わせることは可能であるため、今後の課題としていきたい。

空調設備設置工事のうち、ほとんどがこの事案と同一開札日なのに、1件だけ7月に開札しているのはなぜか。

6月に発注して、夏休み前に準備をして、夏休みに入ったら一斉に着工したいと考えていたが、1件だけ不調になってしまったため、再公告をしたものである。

同じ空調設備工事なのに、管で発注されている案件と電気で発注されている案件があるようだが、その区別はどのようにしているのか。

ガスを使うエアコンについては管工事、電気を使うエアコンについては電気工事で発注している。
筑波研究学園都市内とTX沿線区域内は都市ガスが完備されている。都市ガスの方が機器については若干高めだが、都市ガスと電気のランニングコストを比較すると、都市ガスの方が安いので、都市ガスが完備されている地域についてはガスのエアコンを採用し、それ以外の地域については、電気のエアコンを採用している。

入札参加資格要件でつくば市内に本店があることとしているが、本店に限ったのはなぜか。

予定価格から判断して、市内本店に該当する案件であった。

<p>この事案だけでなく、他の同様案件でも非常に辞退者が多いことを考慮すると、金額の規模では市内本店だとしても、少し範囲を広げてできるだけ辞退者を減らすという方法もあるのではないかと。</p>	<p>設定した入札参加資格を満たす業者数としてある程度数を見込んでいたが、その中から何者が参加して、何者が辞退するかは予測し難い。 一般競争入札で広く参加者を募るという観点とは相反すると思うが、どの自治体でも、地元の業者が施工可能な工事は地元業者に発注するという考え方である。 空調設備設置工事については、今後も予定されているため、次年度以降また同じようなことが予想されるならば、もう少し枠を広げることを検討することもあり得るのではないかと。</p>
<p>市内本店の業者の利益になるようにという考え方も重要だと思うが、やはり辞退者が多いことから、競争性が確保されていないように思う。 枠を広げるだけでなく、開札日を分けるなど、すぐには言わないが、できるだけ辞退者が少なくなるような対策を検討していただければと思う。</p>	<p>今後検討していきたい。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。 《建議》 電子入札であるため、辞退理由を確認して対処することができない中ではあるが、今後、地域要件の枠を広げることや開札日を分けることなど、辞退者が多いという事情を考慮した入札参加資格を再検討していただきたい。</p>	

【事案2】 27市立病院・筑波保健センター駐車場他解体工事

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成27年7月24日
主管課	保健医療部 健康増進課
種別	建築一式工事
入札者数	8者（参加申請:10者）
予定価格	162,360,000円(税抜き)
落札額	124,200,000円(税抜き)
落札率	76.50%

質問・意見

回答・説明

内訳書を見ると、見積りを取っている部分があるが、見積りの相手先はどこか。

廃棄物の処理業者や杭の引き抜き工事などの専門業者から見積りを徴している。
6者程度から見積りを徴し、その中で一番低い価格を採用して設計を組んでいる。

特記仕様書にアスベストの記載があるようだ。
病院も解体するので、医療廃棄物等危険物が出てくるのではないかとも思われる。
跡地に小中学校が建つ予定なので、きちんと廃棄物も処理し、アスベストも処理できる業者でないとならないのではないか。

アスベストに関しては、アスベストを処理できる専門の産廃業者に下請けで委託するような工程になっている。
病院跡地なので、確かに有害物質等の心配があると思うが、学校整備計画に含めた段階で地質調査を行い、その結果、問題ないことは確認している。
また、医療廃棄物については、解体前に廃棄できるものは廃棄しているが、解体工事で新たに出てきたものについては、別発注で処理している。

市側のチェック体制はどのようになっているのか。

週に一度定例会議を開催しており、その都度アスベスト等廃棄物の処理状況を確認し、収集したアスベストの今後の処理方法についても説明を受けた上で、次の会議でその結果を報告してもらうことになっている。
また、搬入先の写真なども提出してもらうことになっている。

解体工事というと、騒音や粉じん等の問題も出てくるのではないかと思うが、実績要件で縛る考えはなかったのか。

実績要件は付けなかったが、騒音や粉じん等の対策について仕様書に明記している。

これまでも実績要件は付けたことはないのか。

例えば、学校の建築等規模の大きな建物では面積何㎡以上の実績要件を付けたたり、特殊な工事でも実績要件を付けた例はある。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

《建議》

アスベストや医療廃棄物の処理等、慎重を要する案件では、入札参加資格の実績要件を付すかどうかについて、今後検討していただきたい。

【事案3】 27市単広駅第1号Biviつくば公共スペース2階内装工事

《 随意契約 》

見積期日	平成27年5月25日
主管課	市長公室 シティプロモーション室
種別	建築工事
見積者数	1者
予定価格	36,590,000円(税抜き)
見積金額	36,590,000円(税抜き)
比率	100.00%

質問・意見

回答・説明

Biviつくばの所有者はつくば市か。

建物自体は大和リース(株)のものであり、この事案については、その2階の一区画分をつくば市が一テナントとして借りているものである。

公共スペースとは何のためのスペースなのか。

約50坪の敷地内に、半分は待ち合わせや話し合い等市民の方が自由に出入りできる交流スペースを設けており、もう半分で、研究機関等に協力していただき科学のセミナー等を実施している。

内装工事以外にもランニングコストとして月額約75万円がかかるわけなので、それに十分見合うだけのメリットはあるのか。

駅に近いという利点があるため、つくば市に來訪された方にこのようなスペースを知っていただき利用していただくことで、他自治体とは違ったつくば市のイメージを持っていただければと思う。
セミナースペースでは、大学や研究所のセミナー等、普段あまり馴染みのない話もわかりやすく聴くことができるので、他自治体にはない体験ができると思っているが、今後もこういった機会を増やしていきたい。

利用者についてのデータは取っているのか。

このような施設は他の自治体でも少ないため、利用状況をリサーチしているのが現状だが、9月のオープンから12月末までで約12,000人の方の利用があった。

大和リース(株)所有の建物内につくば市が入る条件として、内装工事は所有者に任せなければならないとすると、価格については大和リース(株)の言い値となってしまう、予定価格があつてないようなものではないか。

つくば市以外の他のテナントも同じような契約をしているはずだが、建物全体のイメージ等の関係で、所有者が工事を行うケースは多い。
例えば、市の東京事務所もビルを借りているが、同じように建物内の改装も清掃についても業者指定である。
市側も設計の根拠について確認はした上で、やむを得ないことではないかと思う。

《評価》

この事案に関する契約手続きは、適正に行われたものとする。

【事案4】 26つくば市における地域生活拠点創出検討調査業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成27年4月20日
主管課	企画部 まちなみ整備課
種別	土木関係コンサルタント
入札者数	2者（参加申請:2者）
予定価格	4,000,000円(税抜き)
落札額	3,070,000円(税抜き)
落札率	76.75%

質問・意見

回答・説明

入札参加資格で過去5年以内の実績を求めているが、どのように確認しているのか。	実績要件については、落札候補者となった後で、事後審査の必要書類として契約書等を提出してもらい確認している。
委託についても最低制限価格を設けていると思うが、算定方法はどのようになっているのか。	国と同じ算定方法を採用しているが、直接経費はそのままの額、諸経費については、測量や土木コンサルタント等その種類によって違うが、比率をかけて最低制限価格を算出している。
2者とも最低制限価格ギリギリで応札しているが、予定価格がわかれば、ある程度最低制限価格は推測可能ということか。	HP等で算定方法も示されているため、推測可能である。
設計書と仕様書で報告書の印刷費の部数が違うようだが、どちらが正しいのか。	仕様書が誤っており、設計書のとおり報告書10部の提出が正しい。
報告書の内容は市民に公表されるのか。	HP等で公表する予定である。

《評価》

この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。

【事案5】 27市単道管(委)第1号道路台帳補正業務委託

《条件付き一般競争入札》電子入札

入札日	平成27年9月25日
主管課	建設部 道路維持課
種別	土木関係コンサルタント
入札者数	5者 (参加申請:5者)
予定価格	35,490,000円(税抜き)
落札額	31,900,000円(税抜き)
落札率	89.88 %

質問・意見

回答・説明

入札参加資格でセキュリティ関係の資格要件があるが、道路台帳の補正に関して、セキュリティを強化しなければならない面はあるのか。

補正の作業上、道路の所有者等の調査が必要な場合があるが、そういった個人情報等の流出防止のためにこの資格要件を付けた。

入札参加資格に関して、「つくば市と同程度の3,000km以上の路線延長調書データを一括電子処理する業務の受注実績があること」を要件としている。総延長距離をつくば市と同程度に重視する必要性はあるのか。

路線延長が3,000km以上ある自治体は全国的に見てもかなり少ない。つくば市道の総延長は、約3,600kmもある。これは、平成25年度、全国約1,700自治体のうち第23位であり、作業量は膨大である。その作業を、品質の保持をしつつ適正に納品してもらわなければならないことから、3,000km以上としたものである。

つくば市は路線延長が長いのはわかるが、そうだとした場合、例えば「路線延長が2,000km以上」という長さでは、どうしてだめなのか。

つくば市と同程度ということだが、国交省では、競争参加を促す意味で、実際の総延長距離の8掛けを基準にしていることを参考にしてもらいたい。

次回からよく精査して検討したいと思う。

細かいことだが、審議事案説明書の入札参加資格のところ「デジタル方式、デジタル・アナログ混在方式」と記載されているが、「、」が「かつ」なのか「又は」なのかを明確にしないと、それによって資格の条件が変わってしまうと思う。

一般競争入札の公告文においては、「デジタル方式又はデジタル・アナログ混在方式」と明確に記載している。

それから、会議資料にある「一般競争入札参加資格設定同」で「②資格要件」に記載されている過去5年以内の受注実績については、正確には「③業務実績」のところに記載すべきではないか。

こちらについても、一般競争入札の公告文においては、「業務実績」のところに過去5年以内の受注実績を記載している。

工事(事業)概要にある認定、廃止、改良というのは、どういったことか。

認定については、沿線開発等で新たに作った道路を認定して道路台帳に加えていく作業である。改良については、拡幅改良等により、道路の幅員や形状等が変わるため、それらをすべて道路台帳に補正するものである。廃止については、開発が行われている地域に新しい道路ができると、既存の細かい道路がなくなるため、それを廃止するものである。

道路台帳の補正は、定期的に行うのか。

毎年行っている。

<p>昨年の落札業者は、今回と同じか。</p>	<p>同じである。</p>
<p>毎年同じ業者が契約している、又は、同じ業者を想定して資格要件を設定しているのではないかと いった疑いをできるだけ排除するためにも、やはり 入札参加資格要件は厳密に、そしてある程度参入 業者が増えるようにした方がよいのではないか。</p>	<p>今後検討していきたい。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。 《建議》 入札参加資格要件の記載について、曖昧さをできるだけなくすということと、競争性をできるだけ高める方法を検討していただきたい。</p>	

【事案6】 27災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材購入

《条件付き一般競争入札》電子入札

開札日	平成27年7月24日(再度入札:平成27年7月31日)
主管課	消防本部 警防課
種別	その他特殊車両
入札者数	2者(再度入札:1者)(参加申請:2者)
予定価格	34,970,000円(税抜き)
落札額	34,900,000円(税抜き)
落札率	99.80%

質問・意見

回答・説明

自動車メーカーだけでなく商社も応札しているようだが、そもそも救急車はどのように作られているのか。	救急車内に医療機器が搭載されているが、それらは医療機器メーカーが販売している。国内で救急自動車を作っているメーカーは2者しかないが、その他医療機器販売業者も救急車を製造する資格要件を満たしている。
つくば市に救急車は何台あるのか。	3消防本部と5分署で8台、それから予備車として2台で計10台ある。 予備車とは、通常使用している救急車を修理や車検等に出した際、それから、積雪等により道路が凍結して交通事故が多発した場合等に使用するものである。
商社は、車は自動車メーカーから購入して納品するが、自動車メーカーは、車は自社製のものを調達できる。入札価格の設定において、後者の方が競争優位になるのではないか。	購入対象である特殊救急自動車および高度救命処置用資機材の中では、やはり車輛部分が一番高い。そのためか、結果的にはあるが、現在つくば市にある10台はすべて自動車メーカーと契約している。
入札参加資格に貸貸業許可証を有することとあるが、これはなぜか。	救急車は、10年又は20万km以上で更新する計画となっているが、医療機器が高額であるため、万が一更新間際に壊れた場合を想定して、新しい機器を購入するのではなく、更新までの期間はリースで対応することができるようにということを考慮した。
予定価格を積算するに当たって、見積りを取ったとすれば、何者から取ったのか。	過去の実績に基づいて一者から見積りを徴した。
見積りは通常複数者から徴するのが原則だと思うが。	再確認していきたい。
設計書を見るとトヨタ車が前提となっているようだが、見積りを取った業者と落札業者は同じか。	結果的に同じとなった。

<p>本事案は、最初の入札が不調に終わったため、再度入札を実施したものである。第1回目と第2回目で入札価格にかなり差がある。2回目に落札した者が、入札価格を下げるため、車の品質を落として納品することはなかったかどうか、きちんとチェックしているのか。</p>	<p>チェックは行っている。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。</p> <p>《建議》 積算するに当たって、見積りは複数者から徴するのが原則だと思うので、再度確認していただきたい。</p>	

【事案7】 27生活保護システム及び機器賃貸借

《 条件付き一般競争入札 》 電子入札

入札日	平成27年7月24日
主管課	福祉部 社会福祉課
種別	OA機器リース
入札者数	1者（参加申請:1者）
予定価格	16,380,000円(税抜き)
落札額	257,450円(税抜き)
落札率	1.57%

質問・意見

回答・説明

落札率が1.57%と異常に低いですが、月額で計算し直した場合の値は、いくつか。

この事案については、本来、予定価格を月額で設定するところを誤って総額で設定してしまったものである。
予定価格を月額で設定した場合の落札率は、94.30%である。

本事案において、なぜ業者は総額ではなく、月額の単価で入札したのか。

仕様書に期間中の賃借料を60か月で均一にして入札するよう記載されているためである。

5年間の総額で入札してもよいのではないか。

総額で入札してもいいとは思いますが、以前、総額で入札を行った際に、総額を月数で割ったときに、端数が出てしまい、月額で支払うのに毎月均一の額で支払えないことがあった。
月額で入札することによって、毎月均一に支払うことができるということもあり、現在つくば市においては、リース案件については、月額で入札を行うことがほとんどである。

入札参加資格設定の経緯及び理由に「茨城県での運用基準に則したシステムの導入及び稼働実績がある事業者」とあるが、茨城県に限定する必要があるのか。

かなり緻密なデータを毎月県に報告することになっているが、国で定まった様式以外に、各都道府県において独自に定めている様式があり、茨城県独自のものも含まれている。
つくば市が独自のシステムを新たに構築するとなると高額になってくることや、事業者が変更になったとしても、これまで蓄積したデータをスムーズに移行できるということを考えると、茨城県内でシステムを導入しており、かつ稼働している実績が必要不可欠だと判断した。

生活保護については、茨城県だけでなく全国どこでも同じようなことを行っているのではないかと思うが、厚労省等でトータル的なシステムはないのか。

厚労省がデータを吸い上げるためのシステムは一つあるが、そこにデータを送るためのシステムが複数あるという状況である。

生活保護に関する都道府県毎の地域差はまたあるということか。

国で定まったものにプラスして各都道府県が必要とするデータがあり、それにどれだけ幅があるかというところが各都道府県違っている。

<p>生活保護基準額の改定が頻繁に生じた場合は、それに迅速に対応できるようにといったことも考慮しているとのことだが、やはり頻繁に改訂が行われるものなのか。</p>	<p>これまでは、改定が頻繁に行われていたわけではないが、先般、生活保護法の改正が行われ、消費税の増税等もあり、基準額の見直しが叫ばれている中であるため、そういった事態にも対応できるようにということを考慮した。</p>
<p>最低制限価格を設けないとされているが、何か理由があれば教えていただきたい。</p>	<p>最低制限価格制度や低入札価格調査制度については、物品役務の案件について適用するような要領になっていない。つまり、該当案件ではないため、設けていない。</p>
<p>最低制限価格の適用案件ではないから、今回は、見かけ上きわめて低い落札額で契約できたということになると思う。逆に、本当に1%位の落札率でも入札が成立してしまうとなると、非常に心配なことだと思うので、最低制限価格を設けた方がよいのではないか。</p>	<p>現状としては、最低制限価格を設けていないため、どんなに低い価格でも落札になってしまう。最低制限価格の設定については、今後の課題として検討していきたいと思う。</p>
<p>《評価》 この事案の入札事務は、適正に行われたものとする。 《建議》 ミスの防止にも繋がるため、物品役務の案件についても、最低制限価格制度を設けることを前向きに検討していただきたい。</p>	